

### 13. エース預金「エンドレス型（スーパー型）」

(2023年4月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>エース預金（積立定期預金）（愛称：エース預金「エンドレス型（スーパー型）」）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>エース預金は、ライフプランにあわせて3タイプ。計画的に積み立てることができます。</p> <p>エース預金「エンドレス型」は、満期日を決めない積立預金で、エース預金「スーパー型」の利率が適用され、必要なときに払い戻しができる便利な預金です。</p> </div>
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 期間	積立期間の定めはありません。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	契約期間内で分割してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1回当たり1円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
5. 払い戻し方法	積み立てを継続しながら積立金の全部または一部払い戻しができます。
6. 利息	
(1) 預入商品・適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各預入時に、スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示利率を適用します。</li> <li>・契約日から6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。</li> <li>・預入日から5年以上5年6か月以下の間にある最初の「まとめ日」を満期日とします。</li> <li>・「まとめ日」において満期日の到来した預入を一口のスーパー定期にとりまとめて継続し、当該「まとめ日」におけるエース預金「スーパー型」の店頭表示利率を適用します。</li> </ul>
(2) 利払い方法	満期日が同一のスーパー定期ごとに、満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	スーパー定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で6か月ごとの複利）の計算方法を適用します。

7. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。</p> <p>なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。</p>
8. 手数料	——
9. 付加できる特約条項	

(1) 当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的に融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。</li> <li>・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金も合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。</li> <li>・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。</li> </ul> <p>なお、担保預金が複数ある場合には、定期預金利率の低い方から適用されます。</p>										
(2) 自動振替	普通預金からの自動振替によるお預け入れができます。										
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1年6か月以上3年未満	約定利率×20%	3年以上4年未満	約定利率×40%	4年以上5年6か月未満	約定利率×70%
中途解約日までの期間	中途解約利率										
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率										
1年6か月以上3年未満	約定利率×20%										
3年以上4年未満	約定利率×40%										
4年以上5年6か月未満	約定利率×70%										

11. 預金保険制度	この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。 か、窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】</b> フリーダイヤル：0120-226616 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://tokai.rokin.or.jp/">http://tokai.rokin.or.jp/</a></p>
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会</li> </ul>
場合)	<p>仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</b> 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日における普通預金の利率により計算します。